

大規模小売店舗立地法届出の手引

平成 21 年 5 月

福岡県

目 次

第1 大規模小売店舗立地法の概要

1	目的	1
2	大規模小売店舗	1
3	大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項	1

第2 届出事務の具体的な流れ

1	届出	2
2	届出事項の周知	3
3	軽微な変更	3
4	地元説明会	4
5	市町村に対する意見聴取及び住民等の意見書提出	6
6	県の意見等	6
7	県による勧告	7
8	公表	8
9	取り下げ	9

(参考)

・	大規模小売店舗立地法に基づく基本的な手続きの概要	10
・	届出事項一覧	11、12
・	中小企業振興事務所の所在地及び管轄地域	13
・	添付書類作成上の留意事項	14
・	意見書（要綱様式第7号の2）（住民等用）	20

(凡例)

この手引きで用いる略称は次のとおりです。

法	大規模小売店舗立地法（平成10年法第91号）
施行令	大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号）
規則	大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号）
指針	大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針 (平成19年2月1日経済産業省告示第16号)
要綱	福岡県大規模小売店舗立地法関係事務処理要綱

第1 大規模小売店舗立地法の概要

1 目的（法第1条）

大規模小売店舗立地法は、「大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適切な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与すること」を目的としています。

この法は、大規模小売店舗が多数の顧客を集め、大量の商品等の流通の要となる施設であり、また、生活利便施設として生活空間から一定の範囲内に立地するという特性を有することに着目し、その立地が、周辺の地域の生活環境を保持しつつ適正に行われることを確保するための手続を定めるものです。

2 大規模小売店舗（法第2条、第3条）

小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗で、店舗面積が1,000m²を超える店舗です。

3 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項（法第4条）

（1）大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項

大規模な集客や物流といった特性を有する大規模小売店舗の出店によって生ずる交通の渋滞や交通安全、騒音や廃棄物などに関する事項です。

経済産業大臣は、大規模小売店舗の周辺の地域の良好な生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から、その立地に際し、大規模小売店舗を設置する者（以下「設置者」という。）が配慮すべき事項に関する指針（以下「指針」という。）を定めています。

大規模小売店舗の設置者は、この指針で定められた事項を踏まえ、大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法を決めていくこととなり、また、県は、この指針を勘案しつつ、届出に対する意見の提出、勧告等の手続を必要に応じて行っていくこととなります。

（2）指針の概要

大項目	中項目	具体的な内容
基本的事項	<ul style="list-style-type: none">・周辺地域の生活環境への影響について、十分な調査、予測・地域住民への適切な説明・都道府県の意見に対する誠意ある対応・小売業者の履行確保、責任体制の明確化・大規模小売店舗の開店後における適切な対応	
施設の配置・運営方法に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・駐車需要の充足その他のによる大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のため配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none">・駐車需要の充足等交通に関する事項 駐車場の必要台数の確保 駐車場の位置・構造等 駐輪場の確保等

		<p>自動二輪車の駐車場の確保 荷さばき施設の整備等 経路の設定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者の通行の利便の確保等 ・廃棄物減量化・リサイクルについての配慮 ・防災・防犯対策への協力
	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音の発生その他のによる大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音の発生に係る事項 騒音問題への対応策 騒音の予測・評価 ・廃棄物に係る事項等 廃棄物等の保管 廃棄物等の処理 ・街並みづくり等への配慮等

第2 届出事務の具体的な流れ

届出事務の具体的な流れについては、「大規模小売店舗立地法に基づく基本的な手続きの概要」（10ページ）を参照して下さい。

1 届出

(1) 届出者

大規模小売店舗を新設する者又は設置している者（当該店舗の所有者）

(2) 届出が必要な事項

大規模小売店舗の新設や増床など変更を行う場合、届出が必要です。

届出が必要な事項については、別添「届出事項一覧」（11～12ページ）を参照して下さい。

(3) 届出時期、届出書類、届出部数

届出時期、届出書類、届出部数については、別添「届出事項一覧」（11～12ページ）を参照して下さい。

また、届出書添付書類の「指針確認票」の作成にあたっては、別添「添付書類作成上の留意事項」（14～19ページ）を参照して下さい。

(4) 届出先

福岡県商工部中小企業振興課

〒812-8577

福岡市博多区東公園7番7号

TEL:092-643-3420

FAX:092-643-3421

e-mail:tshinko@pref.fukuoka.lg.jp

(5) 事前相談・協議

法に基づく手続きを円滑に進めるため、届出前に相談・協議を隨時、受け付けています。

相談・協議の窓口は、次のとおりです。

○事前相談・協議窓口

項目	部署名
全般	福岡県商工部中小企業振興課
交通	福岡県警察本部交通部交通規制課、各警察署
駐車場、景観	福岡県建築都市部都市計画課
廃棄物	福岡県環境部廃棄物対策課
騒音、照明	福岡県環境部環境保全課
営業騒音	福岡県警察本部生活安全部生活環境課
道路	福岡県県土整備部道路維持課、県土木事務所、その他各道路管理者
上記以外その他	各市町村

2 届出事項の周知（法第5条第3項、法第6条第3項）

(1) 県は、届出があったときは、次の方法により速やかに届出事項の概要、届出年月日及び縦覧場所を公告するとともに、公告の日から4カ月間縦覧に供します。

公告：県公報への掲載

縦覧：福岡県商工部中小企業振興課

各中小企業振興事務所（当該管内分のみ）

(2) また、届出事項の概要、手続の進捗状況をHPでも公開しています。

福岡県庁ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) –

しごと・産業・まちづくり－商工業－大規模小売店舗立地法のページ

3 軽微な変更

(1) 軽微な変更

法第6条第2項又は法附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の届出であって、法第6条第4項ただし書に該当する場合（以下「軽微な変更」という。法附則第5条第1項の場合は規則附則2の規定による読み替えがあることに注意して下さい。）は、説明会を開催する必要はありません。（法第7条第1項）

(2) 申出手続（要綱第7条）

ア 軽微な変更に該当することを申出したい場合は、届出の日から1週間以内に「軽微変更申出書」（要綱様式第2号）を提出して下さい。

イ 県は当該申出に対し、申出の日から1週間以内に承認する又は承認しない旨の通知を行います。

(3) 申出後の手続

ア 軽微な変更と承認された場合

法第7条に基づく説明会は開催する必要はありません。

また、法第8条第4項に基づく県の意見の手続はありませんので、承認をもって法の手続は終了し、届出内容を実行することができます。

ただし、法第8条第1項及び第2項の手続は行われますので、場合によっては県から意見の内容を送付することができます。

イ 軽微な変更と承認されなかった場合

法第7条に基づく説明会を開催する必要があります。

説明会については下記4の手続を参照して下さい。

4 地元説明会

(1) 説明会の開催（法第7条第1項）

届出者は、新設等の届出をした日から2ヵ月以内に、届出事項の内容を周知させるための説明会を開催しなければなりません。

ただし、掲示による説明会申出が承認された場合は、届出等の要旨を当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見えやすい場所に掲示することによる説明会の開催ができます。（規則第11条第2項）

ア 法第6条第2項の変更の場合（上記3－（3）－アに該当する場合を除く）であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため、届出等の要旨を当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見えやすい場所に掲示することによる説明会の開催を希望する場合は、県が説明会の回数の指定をする前かつ届出から1週間以内に「掲示による説明会申出書」（要綱様式第4号）を提出して下さい。（要綱第8条第3項）

イ 県は当該申出に対し、申出の日から1週間以内に承認する又は承認しない旨の通知を行います。（要綱第8条第4項）

ウ 承認された場合の掲示する期間は、承認通知を受領した日から1週間以内の日から法に定める縦覧期間が終了するまでとします。（要綱第8条第5項）

エ 掲示内容は、次のとおりです。（要綱第8条第5項）

（ア）大規模小売店舗の名称及び所在地

（イ）届出者の氏名又は名称並びに法人にあってはその代表者の氏名及び所在地

（ウ）大規模小売店舗内の店舗面積の合計（店舗面積の合計が変更になる場合は、変更前の状況）

（エ）規則第3条第1項又は第2項に定める事項で変更があったもの並びに変更前及び変更後の状況

（オ）変更の実施予定日

（カ）届出の内容に対する照会等出店に関する問い合わせ先の氏名又は名称及び住所及び電話番号等

オ 掲示の開始後1週間以内に「説明会等実施状況報告書」（要綱様式第3号）を提出して下さい。（要綱第8条第6項）

(2) 説明会回数の指定（規則第11条第1項）

説明会の開催数は、3回を上限として県が必要と認める回数を指定することとなっています。

県は説明会の開催回数を、届出を受領した日から1週間以内に書面により届出者に対し通知します。

ただし、上記（1）－アに掲げる申出書を提出している場合には、承認しない決定をした日から1週間以内に通知します。（要綱第8条第1項）

(3) 説明会の開催案内

ア 開催公告（法第7条第2項）

届出者は、説明会の開催予定日の1週間前までに、開催日時、開催場所等を公告しなければなりません。

イ 公告方法（規則第12条、要綱第9条第1項）

次のいずれかの方法で行って下さい。

- (ア) 時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙4紙以上への掲載
- (イ) 時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙4紙以上への折込み広告

ウ 公告内容（法第7条第2項、要綱第9条第2項）

- (ア) 地元説明会の開催を予定する日時及び場所
- (イ) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (ウ) 届出者の氏名又は名称並びに法人にあってはその代表者の氏名及び所在地
- (エ) 説明会開催の原因となった事由（新設及び増床等の各種変更の内容）
- (オ) 店舗面積及び営業時刻
- (カ) 開店予定日又は変更実施予定日
- (キ) 届出者又は届出者に代わり地元説明会を主催する責任者の問い合わせ先（電話及びFAX番号等）
- (ク) 大規模小売店舗立地法に基づく説明会である旨の表示

※ 開催日時については、GWやお盆、年末年始等の特殊なシーズンに重ならないよう注意しつつ、その範囲内で、できる限り土日祝祭日の日中に実施するよう努めて下さい。

開催場所については、大規模小売店舗の所在地の属する市町村内にするとともに、信義誠実の原則に反するような行動（有料制、地形的に特定少数しか参加できない場所での開催等）は避けるようにして下さい。

エ 公告の範囲（要綱第9条第3項）

店舗面積が2万平方メートル以下の大規模小売店舗にあっては、大規模小売店舗の主たる建物（それによりがたい場合は、主たる敷地）の中心から半径1キロメートル以上が確実に網羅できる範囲とし、以後2万平方メートルごとに、半径を5百メートルずつを加えた範囲とします。

オ 配布資料（要綱第10条）

届出者は、地元説明会出席者に対し、「届出書等」の写しを配付して下さい。

(4) 地元説明実施状況報告（要綱第8条第2項）

指定された回数の地元説明会を実施した場合は、最後の地元説明会終了後1週間以内に「説明会等実施状況報告書」（要綱様式第3号）を県に対し提出してください。

(5) 説明会開催不能の措置（法第7条第4項、規則第13条、要綱第11条）

ア 次に掲げる事由であって県が認める場合、説明会を開催する必要はありません。

(ア) 天災、交通の途絶その他の不測の状態により説明会の開催が不可能なること

(イ) 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないこと

イ 説明会開催不能申出書

(ア) 上記アの認定を受けようとする場合は、「説明会開催不能申出書」（要綱様式第6号）を提出して下さい。

(イ) 県は当該申出に対し、申出の日から1週間以内に認定する又は認定しない旨の通知を行います。

ウ 説明会開催不能の場合の届出等内容の周知

- (ア) 周知方法及び周知範囲は、上記（3）－イ及びエに準じて行って下さい。
- (イ) 周知内容は、上記（3）－ウに定める項目（説明会開催予定日時、場所を除く。）に次の内容を追加したものです。（要綱第11条第4項）
 - a 法第5条第1項第5号及び第6号の規定の内容（変更の場合にあっては、変更前及び変更後の状況）
 - b 添付書類の内容

5 市町村に対する意見聴取及び住民等の意見書提出

(1) 市町村に対する意見聴取（法第8条第1項、要綱第12条第1項）

県は、大規模小売店舗の新設等の公告をしたときは、速やかにその旨を市町村に対し通知するとともに、公告の日から4カ月以内に、市町村から大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から意見（要綱様式第7号）を聞かなければなりません。

(2) 住民等の意見書提出（法第8条第2項、要綱第12条第2項）

大規模小売店舗の周辺住民等の方は、届出者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する場合には、同じく公告の日から4カ月以内の間、県に対し「意見書」（要綱様式第7号の2、20ページ）の提出により意見を述べることができます。

なお、意見書は、必要事項を簡潔に記載の上、福岡県商工部中小企業振興課へ持参又は郵送により提出して下さい。

(3) 意見（書）の周知（法第8条第3項）

県は、次の方法により意見（書）の概要を公告するとともに、公告の日から1カ月間縦覧に供します。

公告：県公報への掲載

縦覧：福岡県商工部中小企業振興課

各中小企業振興事務所（当該管内分のみ）

6 県による意見等

(1) 県の意見等（法第8条第4項、第5項、第6項）

県は、上記1～5の手続を経て、届出者に対し意見を有する場合には、届出のあった日から8カ月以内に書面により意見を述べる（以下「県の意見」といいます。）とともに、当該意見の概要を公告の上、公告の日から1カ月間縦覧に供します。

公告：県公報への掲載

縦覧：福岡県商工部中小企業振興課

各中小企業振興事務所（当該管内分のみ）

なお、意見を有しない場合にもその旨を書面により通知しますが、その時点で法第5条第4項又は法第6条第4項の規定（いわゆる「8カ月制限」）は適用されないこととなります。

(2) 県の意見を踏まえた必要な変更に係る届出等（法第8条第7項、第8項、第9項）

県の意見がある場合、届出者は当該意見を踏まえ、当初の届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を県に対し行う必要があります

また、この届出等を県に提出してから2カ月後でなければ、新設（又は変更）は行えませんのでご注意下さい。

なお、届出等を行う場合は、次の方法に拠って下さい。

ア 当該届出を変更する場合

(ア) 変更の届出

届出事項を変更する場合、「届出事項変更届出書」（規則様式第5）を提出して下さい。

また、届出事項の変更に伴い添付書類の記載内容が変更となる場合は、変更に係る添付書類も併せて提出して下さい。

(イ) 添付書類等の変更

届出事項は変更しないが添付書類のみを変更する場合、又は届出事項や添付書類は変更しないが、県の意見を踏まえた対応策をとる場合、その旨を書面で提出して下さい。

なお、添付書類を変更しない場合は、数値等を用いた客観的かつ合理的な論拠を示す資料を添付して下さい。

イ 当該届出を変更しない場合

届出者は、変更しない旨の通知を行う場合、書面（任意様式）により県に提出して下さい。

なお、変更しなくとも当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することができることを数値等を用いて客観的・合理的に証する資料を添付して下さい。（要綱第13条第2項）

(3) 届出等の周知（法第9条第5項）

県は、次の方法により必要な変更に係る届出等の概要、届出年月日及び縦覧場所等を公告するとともに、公告の日から4カ月間縦覧に供します。

公告：県公報への掲載

縦覧：福岡県商工部中小企業振興課

各中小企業振興事務所（当該管内分のみ）

7 県による勧告

(1) 県による勧告（法第9条第1項、第2項、第3項）

県は、上記6の結果、県の意見に対する届出者からの届出等が、県の意見を適正に反映しておらず、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、市町村の意見を聴いた上で届出等があった日から2カ月以内に限り、理由を付して届出者に対して必要な措置を取るべきことを勧告することができます。

※ 勧告に当たっては、「必要な措置」の具体的な内容を県が提示することとなります。

ただし、その範囲は必要な限度内において、届出者の利益を不当に害する恐れがない場合に限られています。

なお、県が行った勧告は、速やかにその旨を市町村に対し通知するとともに、県公報への掲載により勧告の内容を公告します。

(2) 県の勧告を踏まえた必要な変更に係る届出等（法第9条第4項）

勧告を受けた届出者は、当該勧告を踏まえ、必要な変更に係る届出等又は当該届出を行わない旨の通知等を遅くとも新設（又は変更）前までに速やかに行って下さい。

なお、届出等を行う場合は、次の方法に拠ってください。

ア 勧告を踏まえた必要な変更に係る届出を行う場合

(ア) 変更の届出

届出事項を変更する場合、「届出事項変更届出書」（規則様式第6）を提出して下さい。

なお、届出事項の変更に伴い添付書類の記載内容が変更となる場合は、変更に係る添付書類も併せて提出して下さい。

(イ) 添付書類等の変更

届出事項は変更しないが添付書類のみを変更する場合、又は届出事項や添付書類は変更しないが、県の意見を踏まえた対応策をとる場合、その旨を書面で提出して下さい。

なお、添付書類は変更しない場合は、数値等を用いた客観的かつ合理的な論拠を示す資料を添付して下さい。

イ 効告を踏まえた必要な変更に係る届出をしない旨の通知

届出者は、効告を踏まえた必要な変更に係る届出をしない場合、その旨を書面（任意様式）により県に提出して下さい。

また、変更しなくとも当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することができることを数値等を用いて客観的・合理的に証する資料を添付して下さい。（要綱第13条第3項）

【注意】

法律上自由に開店（又は変更の実施）ができることとなる期日と県の効告期限とが非常に近接しています。そこで法の趣旨を損なわない上からも、法に定める期限を最大限使った県の効告がなされる場合に十分対応した開店（又は変更の実施）日の設定をお願いします。

(3) 必要な変更に係る届出内容の周知（法第9条第5項）

県は、次の方法により必要な変更に係る届出等の概要、届出年月日及び縦覧場所等を公告するとともに、公告の日から4カ月間縦覧に供します。

公告：県公報への掲載

縦覧：福岡県商工部中小企業振興課

各中小企業振興事務所（当該管内分のみ）

8 公表（法第9条第7項、要綱第14条）

県の効告を踏まえた必要な変更に係る届出の内容が、正当な理由がなく、当該効告に従わなかつたと認められる場合、次の方法により公表することとなります。

(1) 公表方法（次に掲げる項目の全部又は一部）

ア 県公報

イ 告知板への掲示

ウ 県政記者室への資料提供

(2) 公表内容

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

イ 届出者の氏名又は名称並びに法人にあってはその代表者の氏名及び所在地

ウ 公表の対象となった法第9条第1項の規定に基づく効告の内容

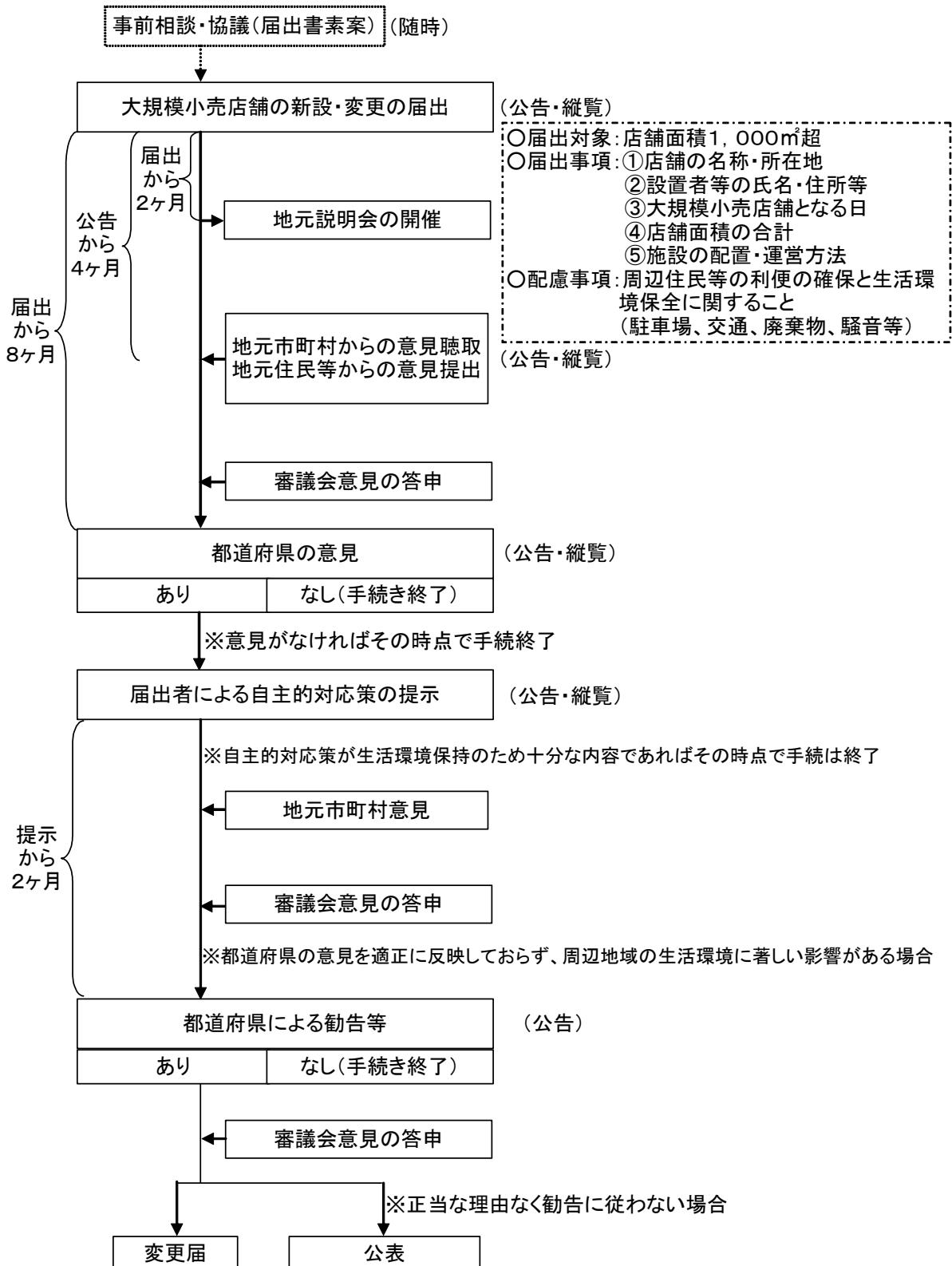
【注意】

効告の内容を踏まえた必要な変更に係る届出後、その内容を審査するためのある程度の審査期間が必要となります。したがって当該届出の日から短期間で新設（又は変更）を予定している場合には、その後に公表が行われる可能性があることをご了承ください。

9 取り下げ（要綱第3条第2項）

法に基づく届出等を取り下げる場合は、「取下げ書」（要綱様式第1号）を提出して下さい。

大規模小売店舗立地法に基づく基本的な手続きの概要



届出事項一覧

No.1

届出事項	根拠法令等	届出時期	届出書、添付書類	提出部数
1 大規模小売店舗を新設する場合 (既に基準面積(1,000m ²)以下で営業を行っている店舗が、床面積変更又は既存の建物の全部若しくは一部の用途の変更により基準面積を超える場合を含む。)	法第5条第1項	開店予定日の8ヶ月前まで	・規則様式第1 「大規模小売店舗届出書」 ・要綱別紙1「指針確認票」 ・要綱別紙2「添付図面等」	20
2 大規模小売店舗の変更を行う場合 (大規模小売店舗立地法の届出(第5条第1項、附則第5条第1項)を行ったことがある店舗が届出事項を変更する場合)				
(1)新設日(繰り下げは除く。)	法第6条第2項	変更予定日の8ヶ月前まで	・規則様式第3 「変更届出書」 ・要綱別紙1「指針確認票」 ・要綱別紙2「添付図面等」 (変更部分に関するもののみ)	20 (法第6条第4項ただし書又は規則第11条第2項の規定に該当する場合は、11)
(2)店舗面積の合計 (店舗面積の増加分が、届出済み面積の0.1倍、若しくは1,000m ² を超える場合のみ)				
(3)施設の配置に関する事項 ア 駐車場の位置・収容台数 (収容台数の増加は除く。) イ 駐輪場の位置・収容台数 (収容台数の増加は除く。) ウ 荷さばき施設の位置・面積 (面積の増加は除く。) エ 廃棄物等保管施設の位置・容量 (容量の増加は除く。)				
(4)施設の運営方法に関する事項 ア 小売業者の開店時刻・閉店時刻 (開店時刻の繰り下げ、閉店時刻の繰り上げは除く。) イ 駐車場の利用可能時間帯 ウ 駐車場の自動車の出入口の数・位置 エ 荷さばき作業時間帯				
(5)店舗の名称、所在地				
(6)店舗の設置者、小売業者の氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者氏名	法第6条第1項	変更後、遅滞なく	・規則様式第2 「変更届出書」 ・必要に応じ、登記事項証明書等	4
3 大規模小売店舗の変更を行う場合 (既存店(大規模小売店舗立地法の届出を行ったことがない店舗)が法第5条第1項第4~6号の事項を変更する場合)				
(1)店舗面積の合計 (店舗面積の増加分が、届出済み面積の0.1倍、若しくは1,000m ² 以下の場合でも届出が必要。)	法附則第5条第1項	変更予定日の8ヶ月前まで	・規則様式第8 「大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書」 ・要綱別紙1「指針確認票」 ・要綱別紙2「添付図面等」	20 (法第6条第4項ただし書又は規則第11条第2項の規定に該当する場合は、11)
(2)施設の配置に関する事項 ア 駐車場の位置・収容台数 (収容台数の増加も届出が必要。) イ 駐輪場の位置・収容台数 (収容台数の増加も届出が必要。) ウ 荷さばき施設の位置・面積 (面積の増加も届出が必要。) エ 廃棄物等保管施設の位置・容量 (容量の増加も届出が必要。)				
(3)施設の運営方法に関する事項 ア 小売業者の開店時刻・閉店時刻 (開店時刻の繰り下げ、閉店時刻の繰り上げの場合も届出が必要。) イ 駐車場の利用可能時間帯 ウ 駐車場の自動車の出入口の数・位置 エ 荷さばき作業時間帯				
4 大規模小売店舗を廃止する場合 (店舗面積を基準面積(1,000m ²)以下とする場合を含む。)	法第6条第5項	廃止前	・規則様式第4 「大規模小売店舗廃止届出書」	4

届出事項	根拠法令等	届出時期	届出書、添付書類	提出部数
5 法に定める届出者の地位を承継した場合	法第11条第3項	承継後、遅滞なく	・規則様式第7 「承継届出書」 ・譲渡、相続、合併又は分割の事実を証する書類	4
6 法第8条第4項に基づく県の意見に対する届出等を行う場合				
(1) 県の意見を踏まえ、当初の届出を変更する場合	法第8条第7項 要綱第13条第2項	県意見後、速やかに	・規則様式第5 「届出事項変更届出書」 ・要綱別紙1「指針確認票」 ・要綱別紙2「添付図面等」等 (変更部分に関するもののみ)	20
(2) 当初の届出を変更しない旨を通知する場合			・任意様式 ・生活環境への悪影響を回避できることを証する資料	
7 法第9条第1項に基づく県の勧告に対する届出等を行う場合				
(1) 県の勧告を踏まえ、必要な変更に係る届出を行う場合	法第9条第4項 要綱第13条第3項	遅くとも新設(又は変更)前までに、速やかに	・規則様式第6 「届出事項変更届出書」 ・要綱別紙1「指針確認票」 ・要綱別紙2「添付図面等」等 (変更部分に関するもののみ)	20
(2) 必要な変更に係る届出をしない旨を通知する場合			・任意様式 ・生活環境への悪影響を回避できることを証する資料	
8 法第6条第4項ただし書きに規定する軽微な変更に該当することを申出したい場合	要綱第7条第1項	説明会開催指定期間前、かつ当該変更届出から1週間以内	・要綱様式第2号 「軽微変更申出書」	1
9 法第7条に定める説明会を実施した場合	要綱第8条第2項	説明会終了後、1週間以内	・要綱様式第3号 「説明会等実施状況報告書」 ・説明会配布資料 ・説明会開催公告(写し)等	1
10 掲示による説明会開催の申出をしたい場合	要綱第8条第3項	当該変更届出から1週間以内	・要綱様式第4号 「掲示による説明会申出書」	1
11 法第7条に定める説明会の一部又は全部を実施出来ない場合	要綱第11条第1項	県が決定した開催回数を満たすことが出来ないとき	・要綱様式第6号 「説明会開催不能申出書」 ・開催不能を証する資料	1
12 法第5条第1項、法第6条第2項、法附則第5条第1項に基づく届出を取り下げる場合	要綱第3条第2項	速やかに	・要綱様式第1号 「取下げ書」	4

中小企業振興事務所の所在地及び管轄地域

所 属 名	管 轄	住 所
福岡県福岡中小企業振興事務所 092(622)1040	筑紫野市、春日市 大野城市、宗像市 太宰府市、前原市 古賀市、福津市、筑紫郡 糟屋郡、糸島郡	〒812-0046 福岡市博多区 吉塚本町9番15号 中小企業振興センター1F
福岡県久留米中小企業振興事務所 0942(33)7228	大牟田市、久留米市 柳川市、朝倉市、八女市 筑後市、大川市、小郡市 うきは市、みやま市、 朝倉郡、三井郡、三潴郡 八女郡	〒830-0022 久留米市 城南町15番地の5 久留米商工会館3F
福岡県北九州中小企業振興事務所 093(541)5566	行橋市、豊前市、中間市 遠賀郡、京都郡、築上郡	〒802-0082 北九州市小倉北区 古船場町1番35号 北九州市立商工貿易会館 5F
福岡県飯塚中小企業振興事務所 0948(22)8806	直方市、飯塚市、田川市 嘉麻市、宮若市、鞍手郡 嘉穂郡、田川郡	〒820-8507 飯塚市吉原町6番12号 飯塚商工会議所ビル4F

添付書類作成上の留意事項

- ・大規模小売店舗立地法に基づく届出書添付書類（要綱別紙1「指針確認票」）の作成に当たっては、次の点に留意して下さい。
 - ・指針確認票は、以下の各項目で構成しています。
 - [設置者、建物等の概要]
 - [駐車需要の充足等]
 - [騒音の発生に係る事項]
 - [廃棄物に係る事項等]
 - [街並みづくり等への配慮等]
- ・法第5条第1項、法附則第5条第1項に基づく届出の場合は、指針確認票の全ての項目について作成して下さい。また、法第6条第2項に基づく届出の場合は、変更に関する項目についてのみ作成して下さい。
- ・指針確認票の各項目の作成に当たっては、指針確認票様式の注記や記載例のほか、以下の留意事項を参考に作成して下さい。

指針確認票の各項目作成上の留意事項

項目の名称	留意事項
[駐車需要の充足等]	
4 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法	
(3) 交通への支障を回避するための方策等	<p>左折入出庫の原則等</p> <p>以下の事項について、記載して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none">・駐車場の左折入出庫原則への配慮・駐車場内及び出入口における次の対象の動線分離への配慮 　　入庫車、出庫車、自転車、歩行者・歩行者に対する安全への配慮・駐車場からの排気ガス等に対する配慮・近隣居住者への騒音に対する配慮・駐車場法の適用を受けない駐車場を設置する場合にあっても、駐車場法に基づく構造及び設備の基準に則したものとするための努力状況
(4) 経路の設定	<ul style="list-style-type: none">・経路の設定の範囲は、店舗面積が20,000m²以下のものについては、半径1km以上が確実に網羅できる範囲とし、以後20,

		<p>000m²ごとに半径500mずつを加えた範囲とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 別紙の図面において、その範囲内の経路で経路を設定し、来客自動車をどのように案内するか記入して下さい。
	①経路の設定にあたり考慮した点	<p>以下の事項について、記載して下さい。</p> <p>来客者や業者等が目的地に到着するまでに適切な手段や経路を選択できるよう、合理的に選択し、必要に応じ組み合わせて実施することとされる次の対応策に関する配慮状況</p> <p>ア 案内経路の設定に対する配慮（来客車両）</p> <p>来客の自動車が駐車場に到着するまでの案内経路のみならず、駐車場から出庫する来客の自動車が周辺道路の交通に大きな影響を及ぼすおそれがある場合には、出庫してからの案内経路を設定することが必要である。</p> <p>イ 駐車場への経路が複数想定される場合、最も混雑の発生が小さくなるような経路を来客車両が選択できるための措置</p> <p>ウ 駐車場への経路として極力回避することとされる次に掲げる経路への配慮</p> <p>特に深夜に営業活動を行う店舗においては、慎重な対応が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅地の生活道路等静穏が要求されるような道路 歩道と車道が明確に区分されていない道路や狭隘な道路 上記経路をやむを得ず使う場合の、来客者に対するマナー（登下校時間帯の通行回避や不用意なクラクション防止等）呼びかけ <p>エ 駐車場への経路に右折経路区間がある場合における右折待ち渋滞が発生しないための配慮</p> <p>オ 駐車場への左折入出庫原則の徹底</p> <p>※ ただし、右折を伴う来客車が少数である場合や適切な右折用車線が確保されている場合で周辺の交通状況に与える影響が少ないとときや右折入庫することによる周辺道路の交通の影響が左折入庫することによる影響よりも過小である場合はこの限りではない。</p>

出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯	
(3) 搬出入車両の出入口の数	
対応等	<p>専用出入口の有無が無の場合、無の理由の他に、以下の事項について記載して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荷さばき施設の規模や構造に対する配慮 ・ 施設内における複数車両の並行作業化に対する配慮状況 ・ 1台当たりの作業が十分に効率的に行われるような工夫状況
[騒音の発生に係る事項]	<p>記載に当たっては、以下の事項に留意して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予測の詳細は別添資料として添付すること ・ 平均的な状況を呈する日におけるその昼間（午前6時～午後10時）及び夜間（午後10時～午前6時）における等価騒音レベルを予測するものとする。 ・ 予測地点 「原則として建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地し又は立地可能な住居等の屋外」とする。ただし、住居等の立地が不可能な用途の地域が面している方向については、これを予測する必要はない。 ・ 遮音壁等を設置する場合の予測 騒音防止対策として遮音壁等を設置する場合には、その背後に立地し又は立地可能な住居等の屋外における騒音レベルも予測しておくことが望ましい。 一方、高層住居等が隣接している場合には、仮に遮音壁を設置してもその効果の及ばない高層住居における騒音についても予測することが望ましい。 ・ 指針確認票20～22ページに騒音発生源として記載しているもの以外にも、騒音の発生のレベルや頻度、現実的予測の難易性等を勘案し、予測対象騒音と同等の影響があり、予測することが可能と認められる場合には、これらも併せて予測を行うものとする。 ・ 予測に当たっては、それぞれの騒音源について、騒音のパワーレベル、騒音のピークとなる値、音の継続が予測される

	<p>時間、騒音源から測定地点までの距離等のデータが必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存店舗の変更の届出（法第6条第2項又は附則第5条第1項）においては、当該店舗から発生する各種音源の騒音レベルを測定し、その実測値を用いて予測・評価することが望ましい。 新規店舗の届出（法第5条第1項）における予測に関しては、類似店舗における騒音の実態等を測定することにより予測することも可能である。 技術の進歩等による新たな予測方法の浸透により上記の予測手法等によることが適当でない場合には、「特別の事情」としてその根拠を示して別の方で騒音を予測すること 評価基準（凡例） <table border="1" data-bbox="806 810 1389 1118"> <thead> <tr> <th>地域類型</th> <th>昼間 (午前6時～午後10時)</th> <th>夜間 (午後10時～午前6時)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AA</td> <td>50dB以下</td> <td>40dB以下</td> </tr> <tr> <td>A及B</td> <td>55dB以下</td> <td>45dB以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>60dB以下</td> <td>50dB以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>AA 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域 A 専ら住居の用に供される地域 B 主として住居の用に供される地域 C 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 (注) いずれも土地利用形態に応じて県知事が指定 予測測定地点ごとの地域類型が一致しない場合があるので十分留意すること</p>	地域類型	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)	AA	50dB以下	40dB以下	A及B	55dB以下	45dB以下	C	60dB以下	50dB以下
地域類型	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)											
AA	50dB以下	40dB以下											
A及B	55dB以下	45dB以下											
C	60dB以下	50dB以下											
4 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠	<p>記載に当たっては、以下の事項に留意して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 予測の詳細は別添資料として添付すること 定常騒音は「騒音レベル」、変動騒音及び衝撃騒音は「騒音レベルの最大値」を予測する。 「騒音レベルの最大値」は、騒音計の「時間重み特性F」を用いて測定した場合のものとする。 												

- ・ 本県における夜間の定義：午後 11 時～午前 6 時
- ・ 予測地点は「大規模小売店舗の敷地の境界線」とし、隣接する住居等への影響を考慮した高さにおける騒音レベルの予測を行うこととする。
- ・ 遮音壁等を設置する場合の予測
騒音防止対策として遮音壁等を設置する場合には、その背後に立地し又は立地可能な住居等の屋外における騒音レベルも予測しておくことが望ましい。
- ・ 騒音レベルの最大値を予測（測定）する。
- ・ 技術の進歩等による新たな予測方法の浸透により上記の予測手法等によることが適当でない場合には、「特別の事情」としてその根拠を示して別の方針で騒音を予測することができる。
- ・ 評価基準（凡例）

区域区分	規制基準値
第 1 種区域	45 dB 以下
第 2 種区域	50 dB 以下
第 3 種区域	55 dB 以下
第 4 種区域	65 dB 以下

第 1 種区域

良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域

住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 3 種区域

住居の用に合わせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

第 4 種区域

主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

(注) いずれも土地利用形態に応じて県知事が指定

予測地点ごとの地域類型が一致しない場合があるので十分留意すること

[街並みづくり等への配慮等]

1 街並みづくり等への配慮に関する事項	
(2) 景観への配慮	<p>筑後地域（※）における届出においては、「筑後景観憲章」の景観基準に対する配慮状況について、記載して下さい。</p> <p>※筑後地域とは、 大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、みやま市、三井郡、三潴郡、八女郡</p>
(8) 防犯対策への協力	
その他防犯対策	<p>「福岡県安全・安心まちづくり条例」及び「大規模小売店舗における犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」に基づき、防犯対策として実施される事項について、記載して下さい。</p>

様式第7号の2（第12条関係）

※受理年月日	
※受 理 番 号	
※備 考	

意 見 書

年 月 日

福岡県知事 様

氏名又は団体名及び団体にあってはその代表者の氏名
住所・所在地

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、意見を提出します。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 意見

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
- (4) 防災・防犯対策への協力
- (5) 騒音の発生に係る事項
- (6) 廃棄物に係る事項等
- (7) 街並みづくり等への配慮等
- (8) その他

3 氏名又は団体名及び団体にあってはその代表者の氏名、住所・所在地の公表（公告・縦覧）について（どちらかに○印をつけてください。）

- ・公表してもよい
- ・公表してほしくない

○意見書の記載及び提出について

- 1 日本語で記載してください。
- 2 意見を述べるにあたっては、その理由を記載してください。
- 3 述べられた意見については、大規模小売店舗立地法第8条第3項の規定に基づき、その概要を県の方で公告するとともに、提出された意見書を縦覧に供します。
- 4 意見書の提出は、届出の公告の日から4月以内となっていますので、提出期限にご注意ください。

（備考）1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

2 ※印の項は記載しないでください。

3 この様式は、九州各県（沖縄県、政令市を除く。）共通のものであり、宛名を変えるだけで、そのまま他県でも使用することができます（左上部の様式番号不要）